

国民年金の学生納付特例制度

国民年金の学生納付特例制度とは、前年の所得が一定以下の学生が申請し承認されると当該期間に係る保険料の納付が猶予される制度です。

- 対 象** 大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校などに在籍中の方(20歳以上)
- 申請方法** 学生証を必ず持参の上、税務住民課にある申請書を提出してください。※学生証の代わりに在学証明書でも可
また、代理申請の場合は、本人の印鑑が必要です。
- そ の 他** ○承認を受けた月から10年以内であれば、後から保険料を納付すること(追納)ができます。
○追納しなければ、給付額には反映されません。
○3年目以降に追納する場合、経過期間に応じて加算額が上乘せされます。
○障害などが生じた場合、猶予の承認を受けていれば障害基礎年金などが支給されます。
- 問 合 せ** 税務住民課 住民国保係 TEL83-1225

ひとり親家庭等医療費助成制度の支給要件の拡大

ひとり親家庭等医療費助成制度は父母の離婚・父母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童とその保護者の医療費の自己負担分を助成するものです。平成25年1月1日より支給要件を拡大し、新たに次の要件が加わりましたのでお知らせします(所得制限あり)。制度の詳細は、下記までお問い合わせください。

- ・離婚した父または母が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第10条第1項の規定による命令を受けた児童

問 合 せ 健康福祉課 子育て支援係 TEL83-1226

育成医療・養育医療の受付窓口が町に変更になります

3月31日まで県の福祉事務所が育成医療・養育医療の受付窓口でしたが、4月1日より町の健康福祉課に受付窓口が変更になりました。

【育成医療制度】

障害者自立支援法に基づき、身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童(18歳未満)で、確実な治療効果が期待できる方が、指定医療機関において医療を受ける場合に給付が受けられる制度です。

【未熟児等養育医療制度】

出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟のまま出生した子どもで、指定医療機関へ入院し、養育を行う必要のある子どもに対して、医療の給付を行う制度です。

相談や制度の詳細は下記までお問い合わせください。

問 合 せ 健康福祉課 福祉推進係・子育て支援係 TEL83-1226

広報まつだ

おしらせ号

平成25年4月1日発行 編集/発行 企画財政課
〒258-8585 松田町松田惣領2037番地 TEL 83-1222
ホームページ <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

介護保険料の特別徴収について

現在、介護保険料を特別徴収(年金天引き)により納めている方の平成25年度4・6・8月分の介護保険料額は、今年2月に天引きされた保険料額と同じ金額となります。そのため、毎年4月にお知らせしていた仮徴収通知はお送りいたしません。ただし、4月・6月から新たに特別徴収が開始される方については、通知を送ります。
なお、年間の保険料が決定される7月には、介護保険被保険者(65才以上)すべての方に平成25年度介護保険料納入通知書(決定通知書)を送ります。

問 合 せ 健康福祉課 高齢介護係 TEL83-1226

介護用品支給助成事業のご案内

介護保険給付対象外の紙おむつなど「介護に必要な用品」の購入費用の9割を助成します。

対 象 者 要介護4・5の認定を受け、在宅で生活している町民税非課税の方

対象用品 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー

限 度 額 月額5,500円(年額66,000円)

請求方法 3カ月ごとに支給申請書に記入・押印の上、介護用品の領収書とともに提出してください

※1～3月分の締め切り日は4月10日(水)

※4～6月分の締め切り日は7月10日(水)

申請・問合せ 健康福祉課 高齢介護係 TEL83-1226



春の全国交通安全運動

交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図りましょう。

実施期間 4月6日(土)～15日(月)

スローガン 「安全は 心と時間の ゆとりから」
「新入学児童・園児を交通事故から守ろう」

問 合 せ 庶務課 防災防犯係 TEL83-1221



定期予防接種のご案内

◆二種混合予防接種◆

二種混合予防接種(ジフテリア・破傷風予防ワクチン)は、乳幼児期に受けている三種混合予防接種(ジフテリア・破傷風・百日咳予防ワクチン)でつけた基礎免疫をさらに保つため、追加の定期予防接種が必要です。

次の対象となられる方は接種をするようにしましょう。

対 象 者 11歳～13歳未満(標準的には小学校6年生)
接種回数 1回

◆日本脳炎予防接種◆

平成25年4月1日より、平成17年からの積極的勧奨の差し控えにより日本脳炎の定期予防接種を受ける機会を逸した方について、定期の予防接種の対象者に平成7年4月2日生まれから5月31日生まれの方が追加されます。

また、平成25年度の積極的勧奨対象者は、以下の年齢になる方です。なお、すでに接種が済んでいる方は、新たに接種をする必要はありません。

日本脳炎予防接種積極的勧奨対象者

年 齢	接種の内容
7歳または8歳 (平成17年4月2日～ 平成19年4月1日生)	1期初回
9歳または10歳 (平成15年4月2日～ 平成17年4月1日生)	1期追加
18歳 (平成7年4月2日～ 平成8年4月1日生)	2期

接種場所 足柄上郡5町、南足柄市、小田原市内の医療機関で接種できます。詳しくは下記までお問い合わせください。

問 合 せ 健康福祉課 健康づくり係 TEL83-1226

「東日本大震災義援金」募集期間の再延長について

町では、東日本大震災により被災された方々を支援するため、下記の通り義援金箱を設置し、義援金を受け付けています。このたび、義援金の受付期間を再延長しますのでお知らせします。

お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社神奈川県支部を通じて現地の復興支援に使われます。

引き続き、皆さんのあたたかいご協力をお願いします。

受付期間 平成26年3月31日(月)まで

義援金設置場所 ・役場2階正面入り口 ・町民文化センター1階
・寄出張所

問 合 せ 健康福祉課 子育て支援係 TEL83-1226